

滋賀労働局発表
令和元年 12 月 3 日（火）

担 課 長 補 佐 今 宿 裕 子 高 齢 者 対 策 担 当 官 木 津 良 弘 電 話 0 7 7 - 5 2 6 - 8 6 8 6	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課 長 間塚 恒夫
	課 長 補 佐 今宿 裕子
	高 齢 者 対 策 担 当 官 木津 良弘

令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～66 歳以上の高年齢者の雇用の場が広がってきています。～

（滋賀県）

I 65 歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ①65 歳までの雇用確保措置のある企業は 99.7%(前年比 0.3 ポイント増)
- ②65 歳定年企業は 14.7%(前年比 1.7 ポイント増)

II 66 歳以上働ける企業の状況

- ①66 歳以上働ける制度のある企業は 31.7%(同 2.3 ポイント増)
- ②70 歳以上働ける制度のある企業は 29.4% (同 2.5 ポイント増)
- ③定年制廃止企業は 3.0%(同 0.2 ポイント減)

滋賀労働局（局長 石坂 弘秋）は、このほど、高年齢者を 65 歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）をとりまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が 31 人以上規模の 1,412 社の状況をまとめたものです。また、常時雇用する労働者 31～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる普及・啓発等の取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、労働局、ハローワークによる個別指導を実施し、早期解消を図ります。

なお、集計結果の主なポイントは次のページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※[]は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

①高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は、計1,408社、99.7%（12ページ表1）

②65歳定年企業の状況

65歳定年企業は208社[20社増加]、14.7%[1.7ポイント増加]（15ページ表5）

- ・中小企業では206社[20社増加]、15.7%[1.9ポイント増加]
- ・大企業では2社[変動なし]、2.0%[0.1ポイント減少]

II 66歳以上働ける企業の状況

①66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は447社[22社増加]、割合は31.7%[2.3ポイント増加]（16ページ表6）

- ・中小企業では425社[16社増加]、32.4%[2.0ポイント増加]
- ・大企業では22社[6社増加]、21.8%[5.3ポイント増加]

②70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は415社[26社増加]、割合は29.4%[2.5ポイント増加]（16ページ表7）

- ・中小企業では393社[20社増加]、30.0%[2.3ポイント増加]
- ・大企業では22社[6社増加]、21.8%[5.3ポイント増加]

③定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は42社[4社減少]、割合は3.0%[0.2ポイント減少]（13ページ表3-1）

- ・中小企業では42社[4社減少]、3.2%[0.2ポイント減少]
- ・大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

< 集計対象 >

○ 県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が31人以上の企業1,412社

（報告書用紙送付事業所数 1,566事業所）

中小企業（31～300人規模）：1,311社

（うち31人～50人規模：481社、51人～300人規模：830社）

大企業（301人以上規模）：101社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。（注））の実施済企業は 1,408 社、99.7%、51 人以上規模の企業で 930 社、99.9%となっています。

雇用確保措置が未実施である企業は、4 社、0.3%、51 人以上規模企業で 1 社、0.1%となっています。（12 ページ表 1）

（注）雇用確保措置

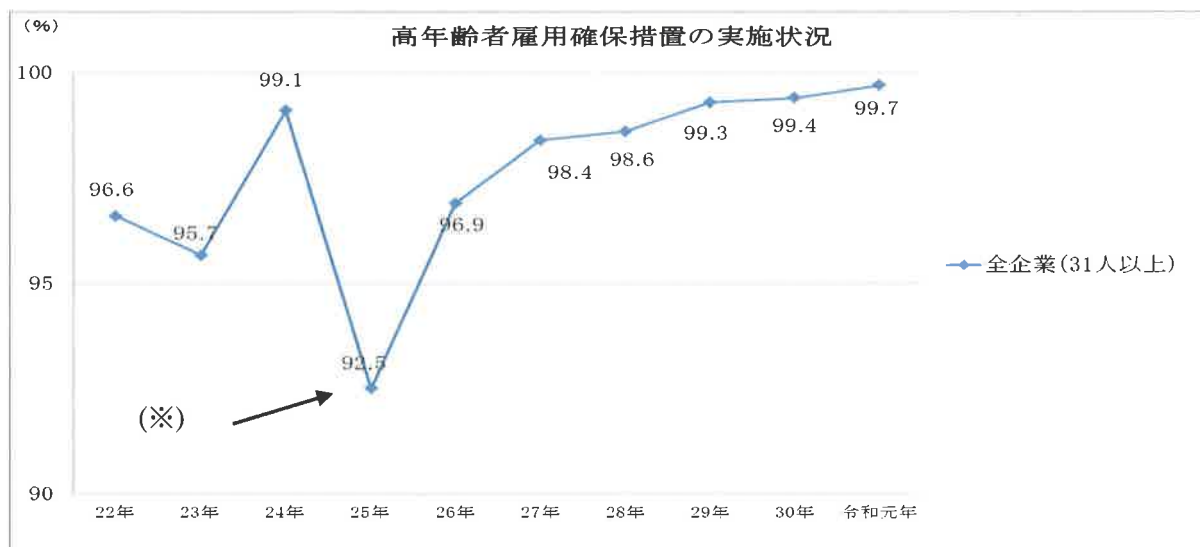
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項に基づき、定年を 65 歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等※）の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成 24 年度の法改正により、平成 25 年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24 年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和 7 年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 101 社、100.0%、中小企業では 1,307 社、99.7% [0.4 ポイント増加] となっています。（12 ページ表 1）



※ 平成 25 年 4 月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できません

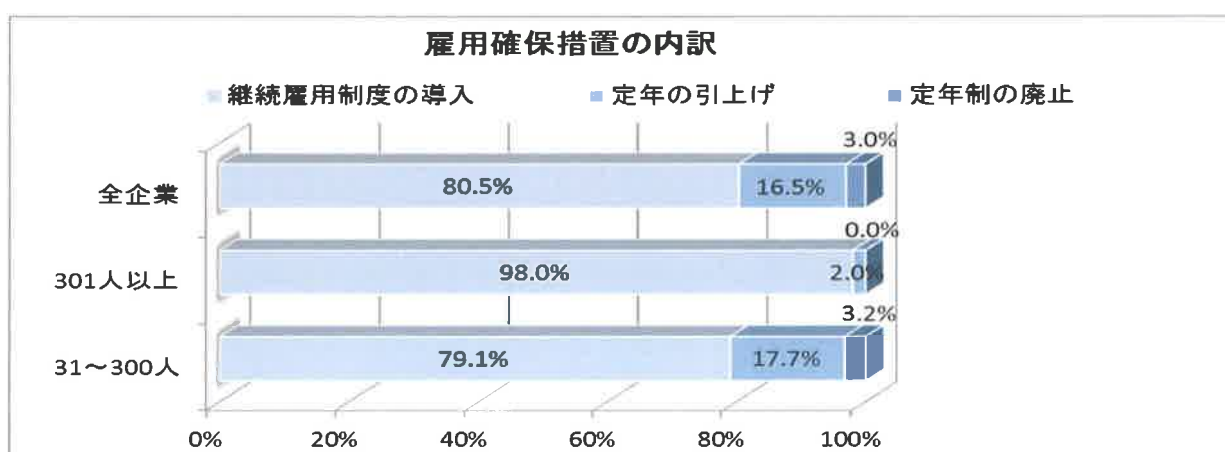
（参考）51 人以上規模企業（上段）、301 人以上規模企業（下段）

平成 22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	令和 元年
96.9	96.6	99.4	92.8	97.0	98.5	99.0	99.8	99.7	99.9
98.7	99.0	98.8	94.4	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

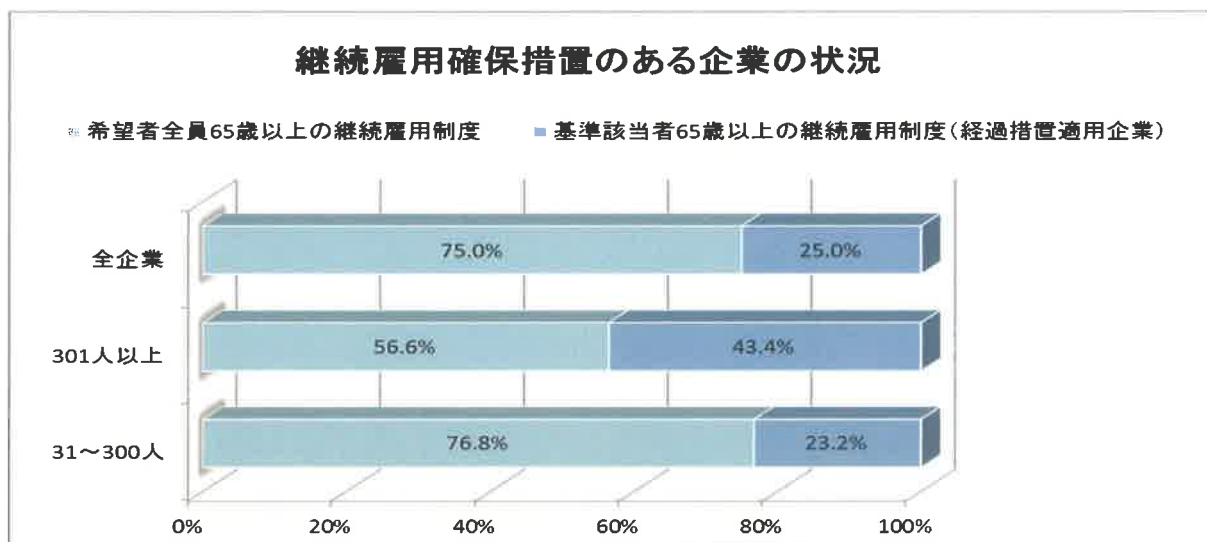
- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 42 社、3.0% [0.2 ポイント減少]
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 233 社、16.5% [1.3 ポイント増加]
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 1,133 社、80.5% [1.1 ポイント減少] となっており、定年制度（①、②）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度（③）により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっています。（13 ページ表 3－1）



(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,133 社）のうち

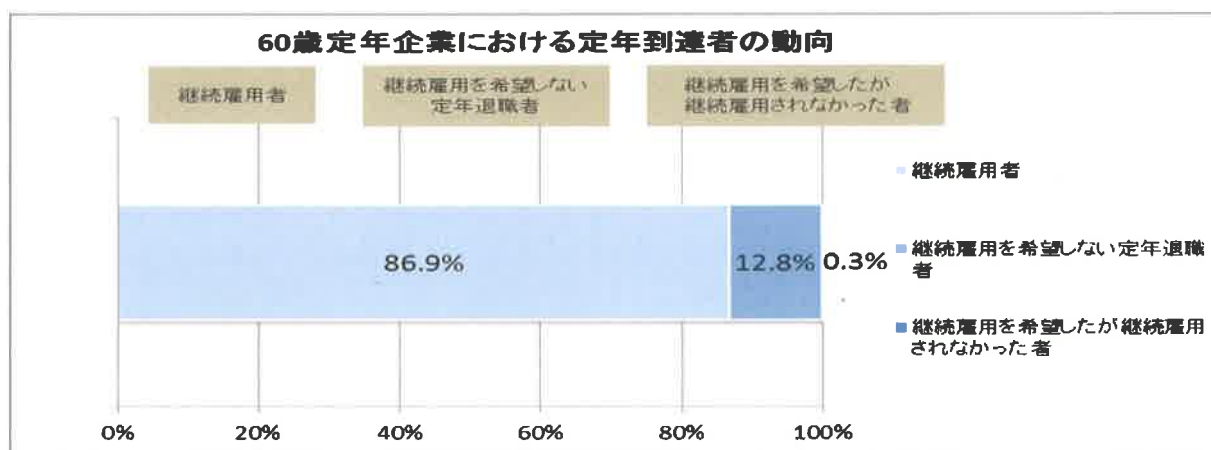
- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 850 社 75.0% [2.8 ポイント増加]
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は 283 社 25.0% [2.8 ポイント減少] となっています。（13 ページ表 3－2）



2 60 歳定年到達者の動向

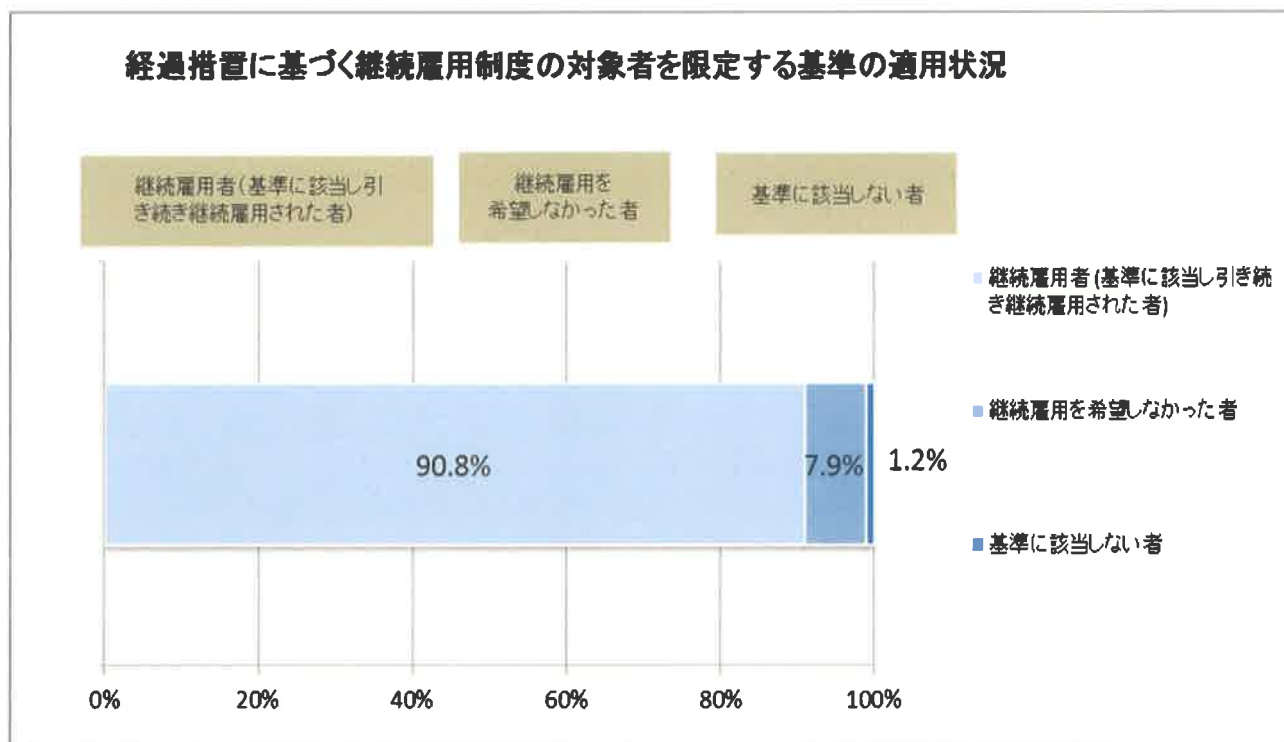
(1)60 歳定年企業における定年到達者の動向

過去 1 年間（平成 30 年 6 月 1 日から令和元年 5 月 31 日）の 60 歳定年企業における定年到達者（2,066 人）のうち、継続雇用されたものは、1,796 人（86.9%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 92 人）、継続雇用を希望しない定年退職者は 264 人（12.8%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 6 人（0.3%）となっています。（14 ページ表 4－1）



(2)経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 30 年 6 月 1 日から令和元年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（平成 31 年 4 月 1 日以降は 63 歳）に達した者（404 人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用されたものは、367 人（90.8%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は 32 人（7.9%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は、5 人（1.2%）になっています。（14 ページ表 4－2）

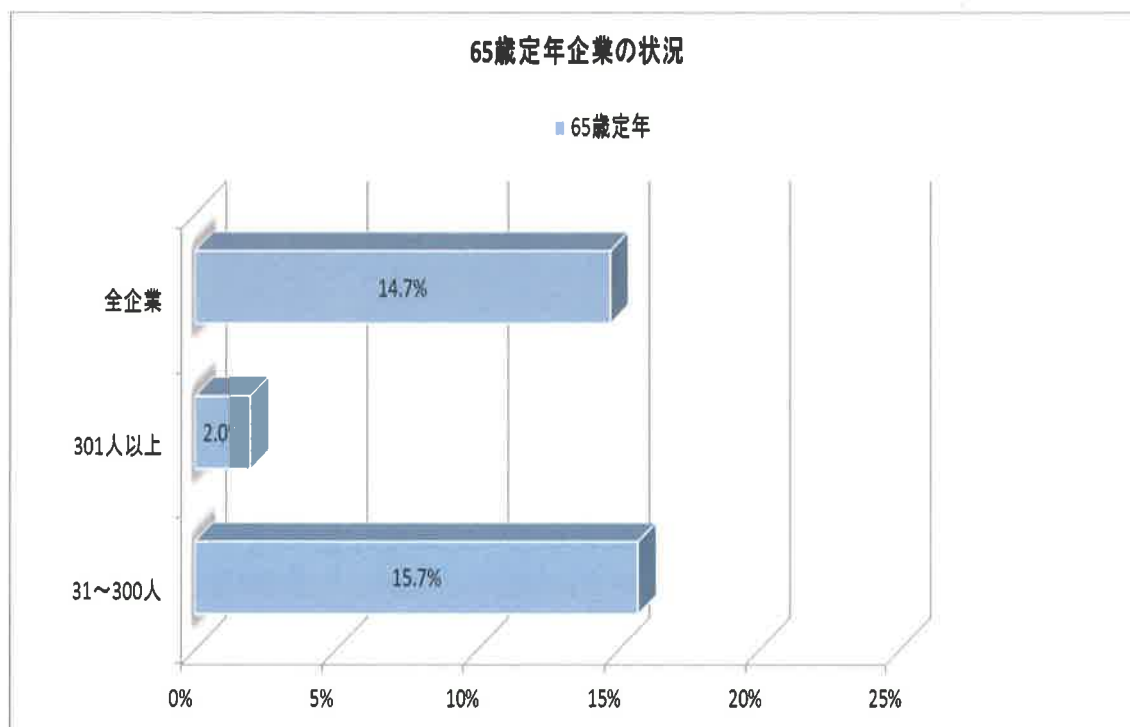


3 65 歳定年企業の状況

定年を 65 歳とする企業は 208 社[20 社増加]、報告した全ての企業に占める割合は 14.7%（1.7 ポイント増加）となっています。

企業規模別に見ると

- ① 中小企業では 206 社[20 社増加]、15.7% [1.9 ポイント増加]
- ② 大企業では 2 社[変動なし]、2.0% [0.1 ポイント減少] となっています。（15 ページ表 5）



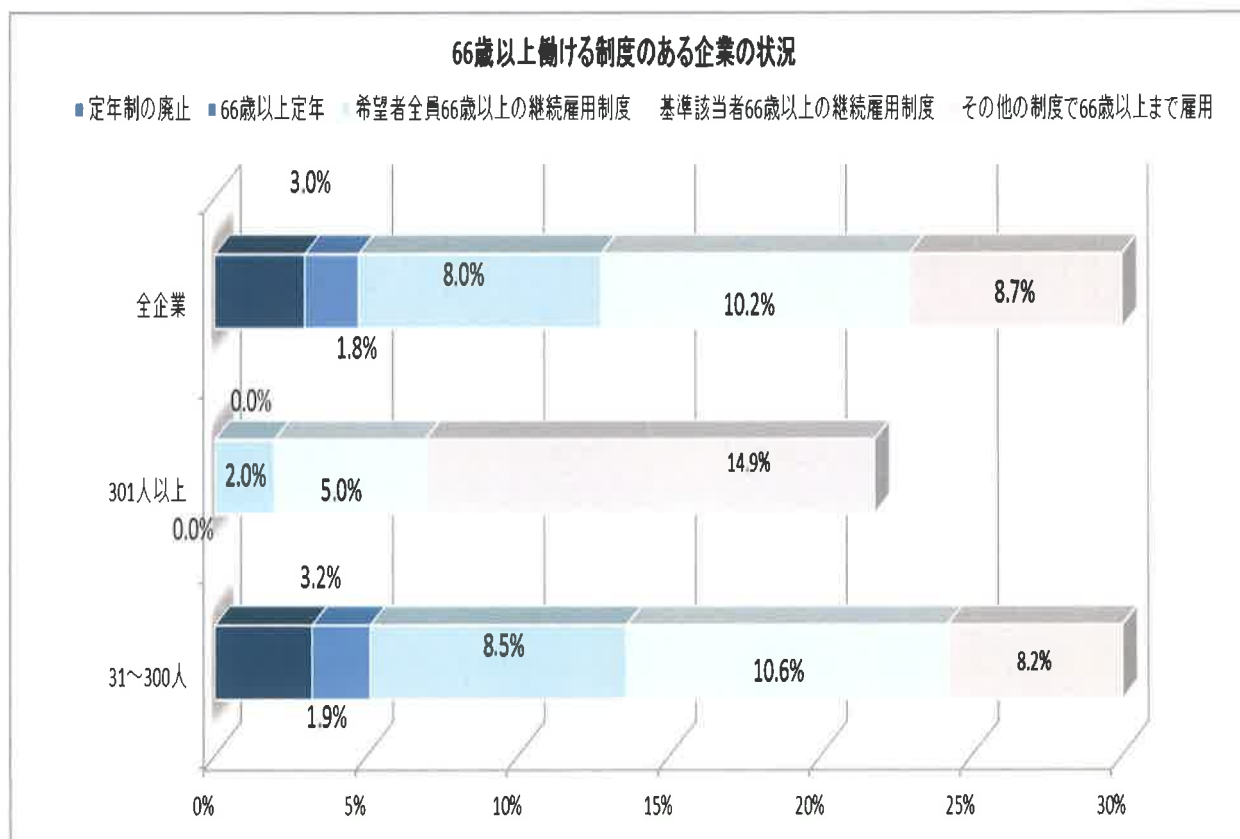
4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける企業の状況

66歳以上まで働ける企業は、447社[22社増加]、報告した全ての企業に占める割合は、31.7%[2.3ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では425社[16社増加]、32.4%[2.0ポイント増加]
- ② 大企業では22社[6社増加]、21.8%[5.3ポイント増加]となっています。（16ページ表6）



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上しています。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指しています。

(2) 70 歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、415社[26社増加]、報告した全ての企業に占める割合は29.4%[2.5ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では393社[20社増加]、30.0%[2.3ポイント増加]、
- ② 大企業では22社[6社増加]、21.8%[5.3ポイント増加]となっています。(16ページ表7)

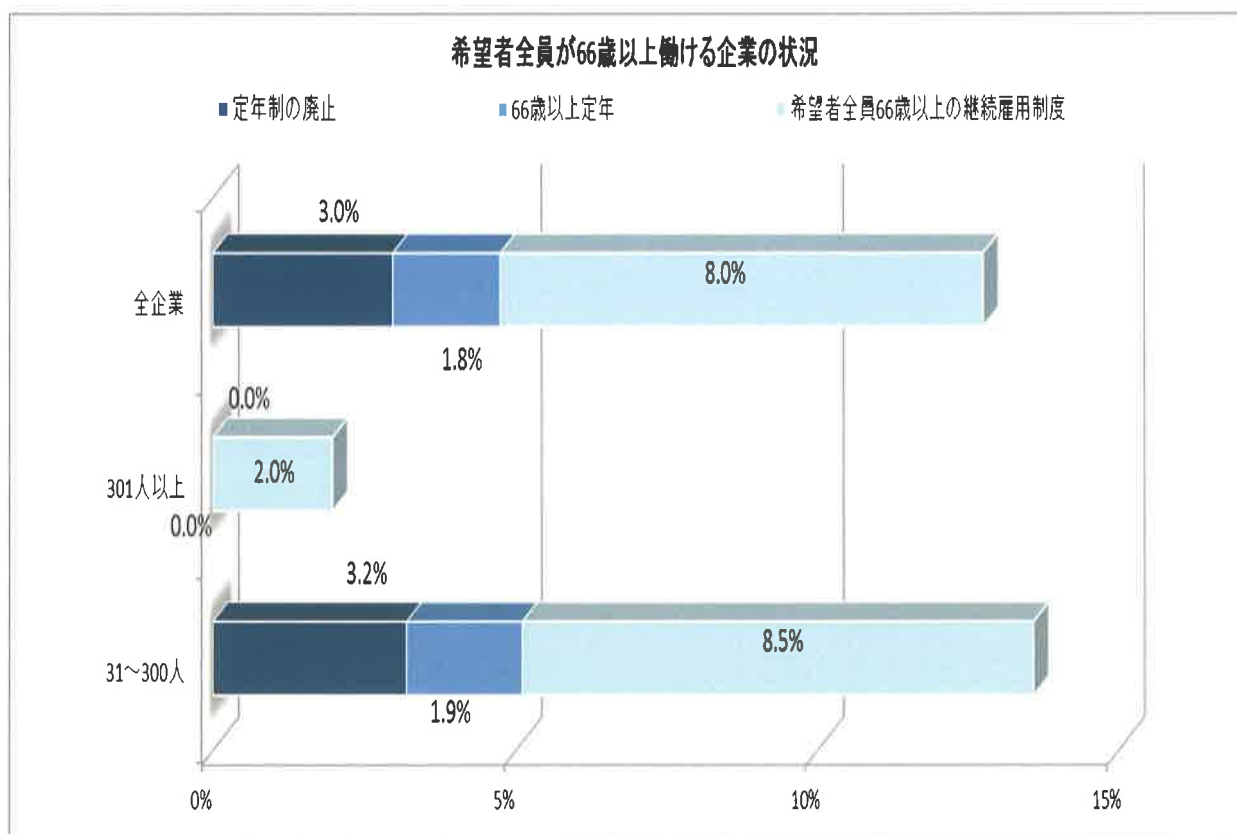
5 希望者全員が 66 歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業は、113 社[17 社増加]、報告した全ての企業に占める割合は、8.0%[1.4ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 111 社[15 社増加]、8.5%[1.4ポイント増加]
- ② 大企業では 2 社[2 社増加]、2.0%[2.0ポイント増加]となっています。(16ページ表6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、42社[4社減少]、報告した全ての企業に占める割合は3.0%[0.2ポイント減少]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では42社[4社減少]、3.2%[0.2ポイント減少]

イ 大企業では0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。

② 定年を66～69歳とする企業は、12社[1社減少]、報告した全ての企業に占める割合は0.8%[0.1ポイント減少]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では12社[1社減少]、0.9%[0.1ポイント減少]

イ 大企業では0社0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。

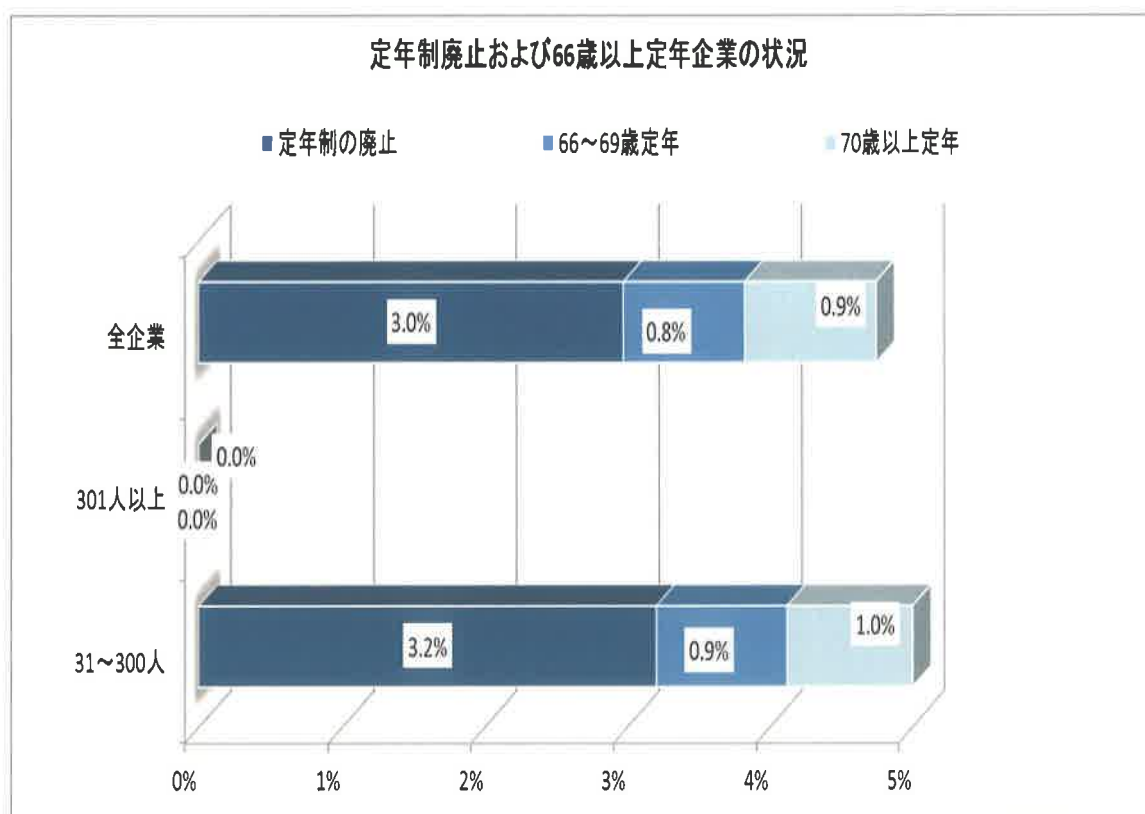
③ 定年を70歳以上とする企業は、13社[4社減少]、報告した全ての企業に占める割合は0.9%[0.3ポイント減少]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では13社[4社減少]、1.0%[0.3ポイント減少]

イ 大企業では0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。(15ページ表5)



6 高年齢労働者の状況

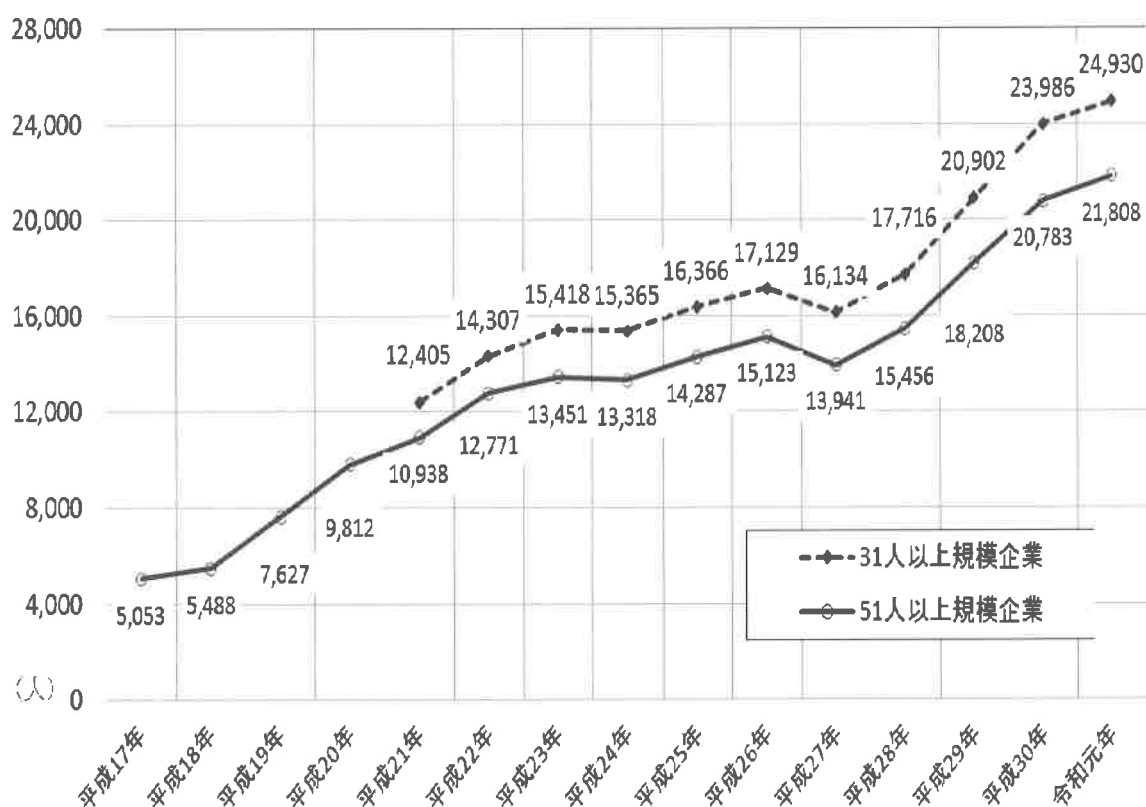
(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数 182,167 人のうち、60歳以上の常用労働者数は 24,930 人で 13.7%を占めています。年齢階級別に見ると、60～64 歳が 13,906 人、65～69 歳が 7,400 人、70 歳以上が 3,624 人となっています。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 21,808 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると 16,755 人増加しています。31人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 24,930 人であり、平成 21 年と比較すると、12,525 人増加しています。

60歳以上の常用労働者の推移



7 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を企業に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)4社に対して、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超えた66歳以上雇用する企業の増加、また、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組めます。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人	1,307	(1,338)	4	(9)	1,311	(1,347)
	99.7%	(99.3%)	0.3%	(0.7%)	100.0%	(100.0%)
	478	(510)	3	(6)	481	(516)
	99.4%	(98.8%)	0.6%	(1.2%)	100.0%	(100.0%)
	829	(828)	1	(3)	830	(831)
	99.9%	(99.6%)	0.1%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	101	(97)	0	(0)	101	(97)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,408	(1,435)	4	(9)	1,412	(1,444)
	99.7%	(99.4%)	0.3%	(0.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	930	(925)	1	(3)	931	(928)
	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※ 本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しています。

※ 端数処理のため総計%が合わない表がございます。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31～50人	99.4%	(98.8%)	0.6%	(1.2%)				
	51～100人	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.4%)				
	101～300人	99.7%	(99.7%)	0.3%	(0.3%)				
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合 計	99.7%	(99.4%)	0.3%	(0.6%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	—	—	0.0%	(0.0%)	—	—
	建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	99.4%	(99.4%)	99.7%	(100.0%)	0.6%	(0.6%)	0.3%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(99.2%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.8%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	100.0%	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.6%	(99.2%)	100.0%	(98.9%)	0.4%	(0.8%)	0.0%	(1.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(98.1%)	100.0%	(99.0%)	0.0%	(1.9%)	0.0%	(1.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	合 計	99.7%	(99.4%)	99.9%	(99.7%)	0.3%	(0.6%)	0.1%	(0.3%)

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31～300人	42 (46) 3.2% (3.4%)	231 (216) 17.7% (16.1%)	1,034 (1,076) 79.1% (80.4%)	1,307 (1,338) 100.0% (100.0%)
31～50人	22 (24) 4.6% (4.7%)	83 (89) 17.4% (17.5%)	373 (397) 78.0% (77.8%)	478 (510) 100.0% (100.0%)
51～300人	20 (22) 2.4% (2.7%)	148 (127) 17.9% (15.3%)	661 (679) 79.7% (82.0%)	829 (828) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (2) 2.0% (2.1%)	99 (95) 98.0% (97.9%)	101 (97) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	42 (46) 3.0% (3.2%)	233 (218) 16.5% (15.2%)	1,133 (1,171) 80.5% (81.6%)	1,408 (1,435) 100.0% (100.0%)
51人以上総計	20 (22) 2.2% (2.4%)	150 (129) 16.1% (13.9%)	760 (774) 81.7% (83.7%)	930 (925) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
31～300人	794 (797) 76.8% (74.1%)	240 (279) 23.2% (25.9%)	1,034 (1,076) 100.0% (100.0%)
31～50人	307 (319) 82.3% (80.4%)	66 (78) 17.7% (19.6%)	373 (397) 100.0% (100.0%)
51～300人	487 (478) 73.7% (70.4%)	174 (201) 26.3% (29.6%)	661 (679) 100.0% (100.0%)
301人以上	56 (48) 56.6% (50.5%)	43 (47) 43.4% (49.5%)	99 (95) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	850 (845) 75.0% (72.2%)	283 (326) 25.0% (27.8%)	1,133 (1,171) 100.0% (100.0%)
51人以上総計	543 (526) 71.4% (68.0%)	217 (248) 28.6% (32.0%)	760 (774) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計(①～⑦)
		②自社、親会社・子会社	③自社、関連会社等	④自社、親会社・子会社、関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社、関連会社等	⑦関連会社等	小計(②～⑦)	
31～300人	998 (1,044) 96.5% (97.0%)	22 (22) 2.1% (2.0%)	5 (3) 0.5% (0.3%)	3 (3) 0.3% (0.3%)	3 (4) 0.3% (0.4%)	1 (0) 0.1% (0.0%)	2 (0) 0.2% (0.0%)	36 (32) 3.5% (3.0%)	1,034 (1,076) 100.0% (100.0%)
31～50人	364 (385) 97.6% (97.0%)	7 (9) 1.9% (2.3%)	1 (0) 0.3% (0.0%)	0 (1) 0.0% (0.3%)	1 (2) 0.3% (0.5%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	9 (12) 2.4% (3.0%)	373 (397) 100.0% (100.0%)
51～300人	634 (659) 95.9% (97.1%)	15 (13) 2.3% (1.9%)	4 (3) 0.6% (0.4%)	3 (2) 0.5% (0.3%)	2 (2) 0.3% (0.3%)	1 (0) 0.2% (0.0%)	2 (0) 0.3% (0.0%)	27 (20) 4.1% (2.9%)	661 (679) 100.0% (100.0%)
301人以上	87 (88) 87.9% (92.6%)	8 (4) 8.1% (4.2%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	3 (2) 3.0% (2.1%)	1 (1) 1.0% (1.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	12 (7) 12.1% (7.4%)	99 (95) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,085 (1,132) 95.9% (96.7%)	30 (26) 2.6% (2.2%)	5 (3) 0.4% (0.3%)	6 (5) 0.5% (0.4%)	4 (5) 0.4% (0.4%)	1 (0) 0.1% (0.0%)	2 (0) 0.2% (0.0%)	48 (39) 4.2% (3.3%)	1,133 (1,171) 100.0% (100.0%)
51人以上総計	721 (747) 94.9% (96.5%)	23 (17) 3.0% (2.2%)	4 (3) 0.5% (0.4%)	6 (4) 0.8% (0.5%)	3 (3) 0.4% (0.4%)	1 (0) 0.1% (0.0%)	2 (0) 0.3% (0.0%)	39 (27) 5.1% (3.5%)	760 (774) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	672	2,066	1,796	86.9% (85.9%)	92	4.5% (3.3%)	264	12.8% (13.9%)	6	0.3% (0.2%)	246
うち女性	327	727	618	85.0% (85.4%)	18	2.5% (1.1%)	107	14.7% (14.3%)	2	0.3% (0.3%)	58

※ 過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※ 「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表4-2 経過措置企業に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適 用年齢到達者(63歳)がいる 企業	128	404	367	90.8% (93.3%)	32	7.9% (6.3%)	5	1.2% (0.4%)
うち女性	54	112	96	85.7% (93.2%)	13	11.6% (6.0%)	3	2.7% (0.9%)

※ 平成30年6月1日から令和元年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
31～300人	42 (46)	206 (186)	12 (13)	13 (17)	273 (262)	1,311 (1,347)
	3.2% (3.4%)	15.7% (13.8%)	0.9% (1.0%)	1.0% (1.3%)	20.8% (19.5%)	100.0% (100.0%)
31～50人	22 (24)	74 (77)	6 (5)	3 (7)	105 (113)	481 (516)
	4.6% (4.7%)	15.4% (14.9%)	1.2% (1.0%)	0.6% (1.4%)	21.8% (21.9%)	100.0% (100.0%)
51～300人	20 (22)	132 (109)	6 (8)	10 (10)	168 (149)	830 (831)
	2.4% (2.6%)	15.9% (13.1%)	0.7% (1.0%)	1.2% (1.2%)	20.2% (17.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	101 (97)
	0.0% (0.0%)	2.0% (2.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.0% (2.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	42 (46)	208 (188)	12 (13)	13 (17)	275 (264)	1,412 (1,444)
	3.0% (3.2%)	14.7% (13.0%)	0.8% (0.9%)	0.9% (1.2%)	19.5% (18.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	20 (22)	134 (111)	6 (8)	10 (10)	170 (151)	931 (928)
	2.1% (2.4%)	14.4% (12.0%)	0.6% (0.9%)	1.1% (1.1%)	18.3% (16.3%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※ ②「65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引き上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上	④ 基準該当者 66歳以上	⑤ その他の制度 で66歳以上 まで雇用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	42 (46) 3.2% (3.4%)	25 (30) 1.9% (2.2%)	111 (96) 8.5% (7.1%)	139 (130) 10.6% (9.7%)	108 (107) 8.2% (7.9%)	178 (172) 13.6% (12.8%)	317 (302) 24.2% (22.4%)	425 (409) 32.4% (30.4%)	1,311 (1,347) 100.0% (100.0%)
31～50人	22 (24) 4.6% (4.7%)	9 (12) 1.9% (2.3%)	37 (37) 7.7% (7.2%)	39 (44) 8.1% (8.5%)	32 (42) 6.7% (8.1%)	68 (73) 14.1% (14.1%)	107 (117) 22.2% (22.7%)	139 (159) 28.9% (30.8%)	481 (516) 100.0% (100.0%)
51～300人	20 (22) 2.4% (2.6%)	16 (18) 1.9% (2.2%)	74 (59) 8.9% (7.1%)	100 (86) 12.0% (10.3%)	76 (65) 9.2% (7.8%)	110 (99) 13.3% (11.9%)	210 (185) 25.3% (22.3%)	286 (250) 34.5% (30.1%)	830 (831) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 2.0% (0.0%)	5 (5) 5.0% (5.2%)	15 (11) 14.9% (11.3%)	2 (0) 2.0% (0.0%)	7 (5) 6.9% (5.2%)	22 (16) 21.8% (16.5%)	101 (97) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	42 (46) 3.0% (3.2%)	25 (30) 1.8% (2.1%)	113 (96) 8.0% (8.6%)	144 (135) 10.2% (9.3%)	123 (118) 8.7% (8.2%)	180 (172) 12.7% (11.9%)	324 (307) 22.9% (21.3%)	447 (425) 31.7% (29.4%)	1,412 (1,444) 100.0% (100.0%)
51人以上 総計	20 (22) 2.1% (2.4%)	16 (18) 1.7% (1.9%)	76 (59) 8.2% (6.4%)	105 (91) 11.3% (9.8%)	91 (76) 9.8% (8.2%)	112 (99) 12.0% (10.7%)	217 (190) 23.3% (20.5%)	308 (266) 33.1% (28.7%)	931 (928) 100.0% (100.0%)

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上	④ 基準該当者 70歳以上	⑤ その他の制度 で70歳以上 まで雇用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	42 (46) 3.2% (3.4%)	13 (17) 1.0% (1.3%)	104 (89) 7.9% (6.6%)	129 (115) 9.8% (8.5%)	105 (106) 8.0% (7.9%)	159 (152) 12.1% (11.3%)	288 (267) 22.0% (19.8%)	393 (373) 30.0% (27.7%)	1,311 (1,347) 100.0% (100.0%)
31～50人	22 (24) 4.6% (4.7%)	3 (7) 0.6% (1.4%)	32 (32) 6.7% (6.2%)	36 (37) 7.5% (7.2%)	31 (42) 6.4% (8.1%)	57 (63) 11.9% (12.2%)	93 (100) 19.3% (19.4%)	124 (142) 25.8% (27.5%)	481 (516) 100.0% (100.0%)
51～300人	20 (22) 2.4% (2.6%)	10 (10) 1.2% (1.2%)	72 (57) 8.7% (6.9%)	93 (78) 11.2% (9.4%)	74 (64) 8.9% (7.7%)	102 (89) 12.3% (10.7%)	195 (167) 23.5% (20.1%)	269 (231) 32.4% (27.8%)	830 (831) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 2.0% (0.0%)	5 (5) 5.0% (5.2%)	15 (11) 14.9% (11.3%)	2 (0) 2.0% (0.0%)	7 (5) 6.9% (5.2%)	22 (16) 21.8% (16.5%)	101 (97) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	42 (46) 3.0% (3.2%)	13 (17) 0.9% (1.2%)	106 (89) 7.5% (6.2%)	134 (120) 9.5% (8.3%)	120 (117) 8.5% (8.1%)	161 (152) 11.4% (10.5%)	295 (272) 20.9% (18.8%)	415 (389) 29.4% (26.9%)	1,412 (1,444) 100.0% (100.0%)
51人以上 総計	20 (22) 2.1% (2.4%)	10 (10) 1.1% (1.1%)	74 (57) 7.9% (6.1%)	98 (83) 10.5% (8.9%)	89 (75) 9.6% (8.1%)	104 (89) 11.2% (9.6%)	202 (172) 21.7% (18.5%)	291 (247) 31.3% (26.6%)	931 (928) 100.0% (100.0%)

※ ()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

(参考)希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、96)

	① 定年制の廃止		② 65歳以上定年		③ 希望者全員65歳以上の継続雇用制度		合計 (①+②+③)		報告した全ての企業	
31～300人		42 (46)	231 (216)	794 (797)	1,067 (1,059)	1,311 (1,347)				
		3.2% (3.4%)	17.6% (16.0%)	60.6% (59.2%)	81.4% (78.6%)	100.0% (100.0%)				
31～50人		22 (24)	83 (89)	307 (319)	412 (432)	481 (516)				
		4.6% (4.7%)	17.3% (17.2%)	63.8% (61.8%)	85.7% (83.7%)	100.0% (100.0%)				
51～300人		20 (22)	148 (127)	487 (478)	655 (627)	830 (831)				
		2.4% (2.6%)	17.8% (15.3%)	58.7% (57.5%)	78.9% (75.5%)	100.0% (100.0%)				
301人以上		0 (00)	2 (02)	56 (48)	58 (50)	101 (97)				
		0.0% (0.0%)	2.0% (2.1%)	55.4% (49.5%)	57.4% (51.5%)	100.0% (100.0%)				
31人以上 総計		42 (46)	233 (218)	850 (845)	1,125 (1,109)	1,412 (1,444)				
		3.0% (3.2%)	16.5% (15.1%)	60.2% (58.5%)	79.7% (76.8%)	100.0% (100.0%)				
51人以上 総計		20 (22)	150 (129)	543 (526)	713 (677)	931 (928)				
		2.1% (2.4%)	16.1% (13.9%)	58.3% (56.7%)	76.6% (73.0%)	100.0% (100.0%)				

※()内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。